

参考資料1 水質基準項目と検査頻度及び省略の基準表

番号	省令番号	項目	基準値	検査回数	検査回数の減	省略の可否		原水39項目	
1	01	一般細菌	100/mL	毎月	省略不可	—	—	●	
2	02	大腸菌	検出されないこと			—	—	●	
3	38	塩化物イオン	200mg/L			—	—	●	
4	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L			連続的に計測及び記録している場合 ↓ 検査頻度 1回/3ヶ月	—	—	●
5	47	pH	5.8~8.6				—	—	●
6	48	味	異常でないこと				—	—	—
7	49	臭気	異常でないこと				—	—	●
8	50	色度	5度				—	—	●
9	51	濁度	2度				—	—	●
10	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L	年4回	省略不可		—	—	●
11	21	塩素酸	0.6mg/L				—	—	—
12	22	クロロ酢酸	0.02mg/L				—	—	—
13	23	クロロホルム	0.06mg/L			—	—	—	
14	24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L			—	—	—	
15	25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L			—	—	—	
16	27	総トリハロメタン	0.1mg/L			—	—	—	
17	28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L			—	—	—	
18	29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L			—	—	—	
19	30	ブロモホルム	0.09mg/L			—	—	—	
20	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L			—	—	—	
21	09	亜硝酸態窒素	0.04mg/L	年4回	水源の水質が大きく変わるおそれが少ない場合であって、過去3年間の検査結果が全て基準値の20%以下の場合 ↓ 検査頻度 1回/年 全て基準値の10%以下の場合 ↓ 検査頻度 1回/3年とすることが出来る	過去の検査結果が基準値の50%を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺から検査する必要がないことが明らかな場合は省略することができる	「ホウ素」については、原水が海水の場合は省略できない 「臭素酸」については、オゾン処理の場合及び次亜塩素酸消毒の場合は省略できない	●	
22	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L					●	
23	13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L					●	
24	26	臭素酸	0.01mg/L					—	
25	03	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L					●	
26	04	水銀及びその化合物	0.0005mg/L					●	
27	05	セレン及びその化合物	0.01mg/L					●	
28	07	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L					●	
29	12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L					●	
30	36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L					●	
31	37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L					●	
32	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L					●	
33	40	蒸発残留物	500mg/L					●	
34	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L					●	
35	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L					●	
36	45	フェノール類	0.005mg/L					●	
37	06	鉛及びその化合物	0.01mg/L					●	
38	08	六価クロム化合物	0.02mg/L					●	
39	32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L					●	
40	33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L					●	
41	34	鉄及びその化合物	0.3mg/L					●	
42	35	銅及びその化合物	1.0mg/L					●	
43	14	四塩化炭素	0.002mg/L					●	
44	15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L					●	
45	16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L					地下水を水源とする場合は、近傍の地下水の状況も勘案する	●
46	17	ジクロロメタン	0.02mg/L						●
47	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L						●
48	19	トリクロロエチレン	0.01mg/L						●
49	20	ベンゼン	0.01mg/L						●
50	42	ジェオスミン	0.00001mg/L						藻類の発生が少ないことが明らかな期間を除く
51	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L	●					